

松総行第548号
令和8年3月19日

松本市監査委員 上杉 陽一 様
同 竹本 祐子 様
同 村上 幸雄 様

松本市長 臥雲 義尚



令和7年度財政援助団体等監査改善事項等に対する処理方針について(通知)

令和8年2月16日付け松監事第54号により提出された「令和7年度財政援助団体等監査結果報告書」で改善を求められた事項等について、その措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおりその措置内容を通知します。

記

- 1 令和7年度財政援助団体等監査改善事項等の処理方針
別紙のとおり

1 財政援助団体等監査

(1) 改善事項

一般財団法人松本市芸術文化振興財団

文化観光部

改善事項	
<p>概算支出を行っている複数の補助金について、事業終了後に補助事業等実績報告書が提出されておらず、補助金の額の確定処理も行われていません。補助金交付規則に基づいた事務処理を行ってください。特に、本財団への補助金は高額であり、市民への説明責任が求められます。芸術監督団の就任や市民芸術館の大規模改修等に伴い、事業内容も大きく変化しているため、補助金の用途とその事業効果については、市民に明確に示せるようにしてください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>概算支出をしている補助金について、事業終了後に補助事業等実績報告書の提出がなく、補助金の額の確定処理が行われていない。</p> <p>補助金の用途とその事業効果について市民に明確に示せるようにしてほしい。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>1 処理の経過 (一財)松本市芸術文化振興財団への補助金について、文化振興課及び財団ともに適正な処理を行っていませんでした。 文化振興課内で事務処理に遺漏の無いよう複数で確認を行います。 また、財団職員全体に対して不適切な事務処理の実態を周知しました。</p> <p>2 今後の処理方針 担当者には個別に説明を行い適正な事務処理に努めます。また、市や財団のホームページ、その他の媒体を通じ、財団事業の実施や成果について市民に分かりやすい周知に努めます。</p>

(2) 意見・要望事項

一般財団法人松本ヘルス・ラボ

産業振興部

意見・要望事項	
<p>本団体は非営利団体ですが、事業収益による黒字で多額の税負担が発生する中、正味財産残高が年間費用を上回る水準に達しています。事業収益や内部留保の活用・還元のため、中期経営計画等を通じて、今後の事業の具体化と市からの負担金のあり方を検討してください。</p> <p>事業収益・内部留保の活用にあたっては、大学生等の若い世代を対象とした事業や、会員拡大に資する取組みも検討してください。また、フレイル予防に力を入れている市立病院との更なる連携・協力を検討してください。</p>	
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
<p>今後の事業の具体化と市からの負担金のあり方を検討してください。</p> <p>(商工課)</p>	<p>1 処理の経過 中期経営計画策定作業の中で、収支見込等の試算を実施し、計画の見直し作業を実施しました。 令和7年度については、約3,000万円規模の受託事業の完了が4月以降にずれ込むため、収支は悪化が避けられない見込みとなっています。</p> <p>2 今後の処理方針 中期経営計画(令和8年3月策定)の収支見通しに沿って事業実施する中で、市の負担金についても適正な金額となるように、市からの負担金のあり方についても、継続して検討していきます。</p>
<p>事業収益・内部留保の活用にあたっては、若い世代への事業や会員獲得に資する取組み、市立病院等との連携も検討してください。</p> <p>(商工課)</p>	<p>1 処理の経過 若い世代と連携した若者会員獲得のためのイベントの実施を調整しています。(今年度中の実施を予定)</p> <p>2 今後の処理方針 事業収益・内部留保を活用して、若い世代に向けた健康増進事業や会員獲得事業等に取り組めます。 市立病院等諸機関と連携して取り組んでいる事業についても、更にフレイル予防等の視点も含め取り組むように検討します。</p>